

書 評 と 紹 介

大島清・二村一夫編訳 / 高野房太郎著
『明治日本労働通信』
労働組合の誕生』

評者：池田 信

日本においても伝統的な地場産業で働く熟練労働者達の組織と運動が見られないことはなかった。同業組合から分化した船大工、石工、製樽工、製陶工等々のそれぞれの組合がそれにあたる。これらの組合は組合員の利益を守るために活動し、使用者団体との年次賃金交渉をも行っていた。しかしそれらは比較的少数で散在しており、地方組合の域を越えることもなく、ついに労働組合運動の主流を形成することなく終わった。イギリスに見られるような、あくまでも熟練労働者たちの自主的な活動による労働組合運動の形成と成長・拡大はなかったのである。

労働組合期成会や友愛会に見られるように、意識的・組織的な、そして全国的な視野をもった労働組合運動の形成は、有識者と呼ばれる知識人の指導によって行われた。本書に集大成された文献の執筆者である高野房太郎は、当時の日本の特殊な状況下で労働組合を組織するためには、有識者たる知識人の協力が不可欠と考えた。まず労働運動を組織化するための団体を各界の有識者の参加を得て結成し、ついでこの会

の活動を通じて労働組合を組織するという方針を固め、それを実践した。その結果が1897年の労働組合期成会であり、鉄工組合である。鉄工業など近代産業の労働者たちは自主的にさまざまな共済団体を結成していたし、それらが鉄工組合成立の重要な条件であったことは疑いえないけれども、近代的な労働組合運動への踏切りは知識人たちの指導をまっけてはじめて可能となった。

労働組合期成会・鉄工組合の中心的な指導者は、よく知られているように高野房太郎と片山潜であった。片山は高野とは異なった理念を持ち、また異なった役割を果たした。片山の生産主義的労資調和論の果たした役割もまた大きかった。両者の考え方を理解することによってはじめてこの時期の労働組合運動の特質は解明されるといえよう。とはいえ、職工義友会から労働組合期成会へと、日本に労働組合を組織しようと綿密に方針を検討し、計画を建て、その実現に導いたのは高野に他ならない。高野の主張を研究することによってはじめて知識人指導者の理念の特質だけでなく、日本における近代的労働組合形成の特質を理解することができるといえよう。

高野房太郎の筆になるものの集大成の事業は、法政大学大原社会問題研究所の故大島清氏によって着手され、同研究所の二村一夫氏によって継がれて、今回ようやく完結し、その成果が『明治日本労働通信 - 労働組合の誕生』として岩波書店から刊行された。日本労働組合史研究にとっての本書刊行の意義はきわめて大きいといわなければならない。

本書は、3部から構成されている。

第1部は、23通からなる英文書簡編であり、

そのほとんどはAFL会長のサミュエル・ゴンパーズに宛てたものである。そのうちの一部はハイマン・ガブリン氏や隅谷三喜男氏によってすでに紹介されているが、多くはそのご新たに発見されて今回はじめて公にされたものである。すでによく知られているように、高野はゴンパーズに労働組合運動について教えを請い、ゴンパーズはまたよくこれにこたえて彼を激励し、AFLオルガナイザーの資格を与えている。

これらの書簡はゴンパーズとの関係を知るうえできわめて重要であるが、同時に日本の労働者状態、ストライキ、既存の熟練労働者の団体、彼の組織活動の進展などを具体的に伝えている点できわめて興味深いものとなっている。

私がとくに関心をひかれるのは、1894年に書いた最初の手紙で「私は、日本の労働者を組織するための一時的な手段として、誰であろうと参加意思のある者は人数に関係なく加入できる単一組合、つまり労働騎士団のような組織形態を採用し、すぐに教育事業を始めるほうが良いのではないかと考えはじめています。その過程で、その組織内に別個の組合を組織できるだけの力を持つ職種があらわれれば、単独組合をつくらせて親組織に加盟させ、最終的に職業別労働組合主義の基盤にたつようにすれば良いのではないかと考えるのです」(19頁)とはっきりと記していることである。すでに1891年に日本文で書かれた論文「日本における労働問題」(本書第3部収録)において、日本の労働者を団結させるのに必要な条件として有識者の指導と共済組合とをあげている。この理解を基礎に置いて労働組合結成のプロセスを論じたわけである。高野はゴンパーズに教えと援助とを請うたけれども、すでにみずからの考えを明確に確立しており、労働組合期成会・鉄工組合の組織にあたってその考えは変わることはなかったのである。

労働組合期成会と鉄工組合との形成過程と初期の活動については、本書の第3部に収められている「労働組合期成会設立及び発達の歴史」に記されている。しかしこれは年譜式の記述である。これに対して書簡では労働者対象の演説会をしばしば開催して核となるような労働者を獲得していき、労働組合期成会・鉄工組合の設立に導いていく、いわゆるオルグの過程がある程度詳しく記されている。両者を併せれば、成立過程がいっそう立体的に理解できよう。

第2部は英文通信編であり、高野がAFL機関紙『アメリカン・フェデレイショニスト』や他のアメリカの労働組合機関紙に載せた通信から構成されている。これらの文章では、日本における労働者の状態、ストライキ、女子労働、工場法論議などがかなり詳しく記されている。ここで私が特に興味を引かれたのは、「戦争が終わり、産業が正常な状態にたち戻ったとき、雇い主は従来とはまったく異なった人びとを相手にしていることに気づきました」というほどに日清戦争が日本の労働者の権利意識に与えたインパクトの大きさに論究していることである。戦争と、戦後のストライキ高揚・労働組合結成との関係について検討すべき重要な契機を示してくれている。

第3部は、高野が日本の一般向けの新聞・雑誌に載せたものと労働組合期成会の準機関紙『労働世界』に載せたものからなっている。これらはアメリカ合衆国の風俗・労働問題の紹介、日本の労働問題・労働組合運動についての論説などで構成されている。ここで特に注目されるのは、労働組合を組織するにさいして、労働組合無用論・有害論を説く日本のマンチェスター派ジャーナリストの主張を批判し、労働組合運動が労働者の社会的地位を高めるだけでなく国全体の富を増大させるということを論証しようとしていることである。片山が労働者の生

産者としての側面に力点を置く生産主義的労使調和論によって労働組合運動の国家的・社会的意義を説いたのに対して、高野は組合の教育活動による労働力価値の上昇、賃金の上昇が労働者の消費水準の上昇、それにもとづく需要の増大を通じて一国の生産の増大をもたらすと主張し、労働者の消費者としての側面を力説して労働組合の積極的意義を説いている。組合による教育活動の重視、労使調和という点では共通していたにもかかわらず、組合の意義の論拠づけでは両者はきわめて対照的な立場に立っていたのである。高野の労働組合論の特徴は、この第3部所収の論文において遺憾なく示されている。

本書に収録された高野の文章は76点に及んでいる。著書はなくすべては書簡、新聞・雑誌所載の論文である。そしてそれらは英文、和文の双方からなり、発表の場は、アメリカ合衆国、日本両国にわたっている。これらは部分的にはすでに紹介されているが、新発見のものを含めて包括的に一書にまとめられるのは今回が初めてである。高野の主張はもとより、日本の近代史、労働組合運動史、社会政策思想史などに関心をもつものにとって、これまで不可欠であった資料利用のための多大な労力を要することなく、岩波文庫というハンディな書物によって彼の全文書が手軽に読めるようになったことは、まことに有り難いことであるといわねばならない。また英文は明解な和文に訳されている。

本書には二村一夫氏の筆になる「高野房太郎小伝」が付されている。高野の生い立ちから始まって青年時代の抱負、渡米の決意、アメリカ合衆国での生活、ガントンの労働組合理論の修得、ゴンパーズとの折衝、日本での労働組合組織化の構想、城常太郎など同志との職工義友会の設立、帰国と労働組合期成会・鉄工組合の結成、消費組合活動への従事、運動からの離脱とその後の消息にいたるまで、過不足なく丁

寧に描かれている。そこには高野の歩みについての二村氏の精力的な資料収集と丹念な考証が十分に活かされている。

労働運動の指導者については後世の史家のイデオロギーを反映しての毀誉褒貶著しい場合が多く、高野や片山についてもその傾向が見られてきた。この「小伝」はこのような制約からまったく自由であり、厳密に史実に基づいて描いており、彼自身の歩みと彼の指導・活動が運動において果たした役割とを解明することに成功している。

日本近代史を学ぶ上での必読の文献として本書を繙くことをお勧めしたい。

(高野房太郎著 / 大島清・二村一夫編訳『明治日本労働通信 - 労働組合の誕生』岩波書店、1997年7月、540頁、定価本体800円)

(いけだ・まこと 関西学院大学経済学部教授)

社会政策学会編

『二一世紀の社会保障』

戦後五〇年の総括と展望』

評者：武川 正吾

本書は、1996年5月に日本大学で開催された社会政策学会第92回大会の記録である。社会政策学会は、毎回、共通論題を設定する慣例となっており、本大会では、「21世紀の社会保障 戦後50年の総括と展望」が、そのテーマとして掲げられた。そして、本書掲載の学会記事によると、以下の六つの報告が行なわれた。

21世紀生活保障思想への課題と展望

玉井金五（大阪市立大学）

社会保障の政策目的・理念と財政原則

工藤恒夫（中央大学）

社会保障の単位 伊田広行（大阪経済大学）

医療 藤井良治（千葉大学）

介護問題とは何か 高齢化社会における医療と福祉

年金 戦後50年の総括と展望

本書には、これらの報告のうちVとVIを除く四つの報告論文と、この大会の総括討論で座長を務めた高田一夫氏（一橋大学）の総括論文が掲載されている。大会は共通論題の他にも自由論題の部会が編成され、そこでの報告論文が3本収録されているが、この書評では、本書の題名となっている共通論題に関連する論文を中心に取り上げたい。

*

第 章の玉井論文（「21世紀生活保障思想への課題と展望 戦後50年の回顧から」）は、まず、19世紀の生活保障思想が救貧であったのに対し、20世紀のそれが防貧思想であったという、氏の『防貧の創造』（啓文社、1992年）以来の主張に基づいて、戦後の社会政策史の回顧を行なう。

そして、「高度成長期が現出することによって、国民の生活面における政策的課題が前面に押し出されてきた」こと、1960年代において保守派が福祉国家建設に熱心であったのに対し、革新派（氏は「非保守系」という言葉を用いている）が「福祉国家にはかなり批判的であり、それを支える社会保障にも懐疑的であった」こと、70年代以降は保守派が「福祉国家づくりに距離を置きはじめ」、革新派が福祉国家擁護へと展開するが、「福祉国家批判の立場を長く続けてきた非保守系に、独自の福祉国家論を積極的に展開するだけの十分な理論的蓄積は存在し

ていなかった」ことを示す。

用いられているデータが一労組のものであったり、一地方のものであったりという点で、その論証的価値に若干の疑問がないわけではないが、高度成長期の労働者の関心が、当時の労働運動の中心的課題である労働問題や政治問題から生活問題へとシフトしていったという点については、私も同感である。

戦後日本の社会民主主義は、大砲かバターかという点で、大砲（安全保障）の問題をバター（社会保障）の問題よりも優先したために、福祉国家建設に関して有効な対応ができなかった、と私がかねてから考えているので、福祉国家や社会保障に関する保守派と革新派のねじれに関する氏の主張は、「わが意を得たり」という感じである。氏と認識が少し異なるのは、日本の福祉国家化に関するもので、たしかに氏の指摘するように高度成長期には福祉国家に関する言説が噴出したが、実際に日本の福祉国家化が開始するのは、高度成長の終焉以降であり、福祉国家危機の言説が氾濫するなかにおいてである、というのが私の考えである。

また、1955年前後に「社会政策から労働問題へ」という方向転換を経験した日本の社会政策論は、70年代以降の現実と不適合を引き起こしているにもかかわらず、伝統の重みに負けて自己転換できなかったが、さすがに80年代以降には、国際比較研究の蓄積もあって社会政策概念の転換を迫られ、90年代の今日では「わが国の社会政策論も次第に国際標準に接近しつつある」といった趣旨の整理を氏は行なっているが、これに対しても、まったく異論はない。とくに氏の「（今日）新しい社会政策論をめぐって再度活発な方法論議が期待できる雰囲気は十分醸成されつつある」という希望的観測は、私も共有するところである。

私は、社会政策に関する基本的な立場が玉井

氏と共通しているのですが、批判の論点がどうも瑣末なところに集中してしまったかもしれない。しかし、第II章の工藤論文（「社会保障の目的と財政」）に関しては同じスタンスを貫くことができない。社会保障に関する理解があまりにも異なっているからだ。

工藤論文が明らかにしようとしているところは、(1) 社会保障の目的が生存権であることを論証することによって、「社会保障制度審議会が93年『第一次報告』や『95年勧告』で提唱した理念=目的の『見直し』・『変更』論の意図とその無理論的性格を明らかにすること」と、(2) 社会保障税制に関する理論的視点を提示することによって、「制度審や一部の論者・マスコミが一体となって繰り広げている財源論は、客観的には、社会保障の”解体”政策を社会保障『改革』の名において正当化するための誤った議論であることを明らかにすることである」。

この論文に対する批判を展開しようとする、それだけで紙幅の制限を簡単に超えてしまうと思われるので、ここでは、次の二つの点だけを指摘しておきたい。

第一は、自助に関する氏の理（誤？）解である。工藤氏は、生存権や社会保障の成立を「自助の原則への部分的修正」として理解し、自助と社会保障を対立するものとしてとらえている。こうした自助と社会保障を対立させる問題設定は、氏だけに限らず、1955年体制の下では保守・革新の両派にあまねく共有されている。そこでは、一方の極に自助を擁護する人びとがあり、他方の極に社会保障を擁護する人びとがいる。彼らは一見対立しているように見えるが、自助対社会保障という前提を共有するという点では何ら対立していない。

しかし歴史的に考えれば、社会保障は、労働者のあいだの共済活動を、その母胎の一つとしている。ピスマルクの社会保険然り、ロイド・

ジョージの国民保険然り、であろう。そして共済=共助とは、何ら自助を否定するものではなく、自助の合理的な帰結に他ならない。リスクを回避するために貯蓄をすることと、共済団体への拠出を行なうこととのあいだに何か決定的な違いがあるわけではない。このように考えなければ、今日、多くの先進諸国で出現しつつある多数のセルフヘルプ・グループ（という名のミューチュアル・グループ）の存在を説明することはできないだろう。社会保障は自助の自然な延長と考えるべきである。

私がこのようなことを言うのは、それこそ本書のタイトルとなっている21世紀の社会保障を考えるうえで、ここに重要な論点があると思われるからである。20世紀後半のフォーディズム型の資本主義が終わりを告げ、それと密接に結びついていた福祉国家が変容を遂げざるを得なくなっている現在、福祉国家がフォーディズムの時代に生成したその抑圧的性格をいかに払拭するかということが、21世紀の社会保障を考えるうえで最も重要な問題がある。そして、この問題の解決の鍵となるのが自己決定や自己責任の考え方である（と思う）。ところが、工藤氏のような社会保障と自助や自己責任とを対立させて、後者を否定するという考え方は、この問題の解決にとっての桎梏である。

第二に問題としたいのは、「味方でなければすべて敵だ」式のすべて一緒くたにする氏の方法的態度である。氏は、「制度審や一部の論者・マスコミが一体となって……」云々といった類の議論の仕方をしているが、実際には、これらの人びとが一体であるということはない。政府の各種審議会の社会保障に関する文書が、すべて同じ論調で書かれているわけではないし、工藤氏が言及している制度審の報告や勧告は、私自身がその草稿の執筆に関係したから言うというわけではないが、氏が決めつけようと

しているように、社会保障の解体を企図しているのではなく、むしろ、80年代初頭以来、戦闘的な経済学者によって行なわれてきている社会保障に対する攻撃に対して社会保障制度を擁護するための文書であることは、これらの文書を素直に読めば分かることである。黒か白か式の短絡的な発想は、政治的プロパガンダとしてならともかく、21世紀の社会保障を考えるうえで、あまり生産的であるとは思えない。

第 章の伊田論文（「社会保障の単位 家族単位は性差別である」）は、社会政策・社会保障が家族単位になっていることにともなう問題を指摘し、社会保障を個人単位に再編する必要を説く。個人単位でなければ世帯単位、世帯単位でなければ個人単位という二分法を私は採らないが、現在の日本の社会保障制度が世帯単位の方に大きく片寄っており、個人単位の方にもう少しシフトさせるべきだと私も考えているので、伊田氏の主張には共感を覚える。しかし、氏が前提する考え方のいくつかには同意できないところもある。

第一に、氏は個人単位と普遍主義の結びつきを必然的なものと考えているが、私は両者は論理的にも歴史的にも独立であると考えている。もちろん氏の構想するような個人単位的 = 普遍主義的な社会保障というものはありうるだろう。しかし、個人単位的 = 選別主義的な社会保障というものも存在する。アメリカの社会保障制度はそれに近いと言える。また、母性神話に立脚して導入された家族手当制度は、家族単位的 = 普遍主義的な社会保障制度に他ならないだろう。家族単位的 = 選別主義的な社会保障制度の存在は言うまでもない。

第二に、氏はどうも個人というものをモナド的な自足した存在であるように考えている、あるいはそうでない場合でも、自明の透明な存在のように考えているように見受けられるが、こ

の点も私には受け入れられない。氏の議論のなかでは、そもそも個人が何であるかということは不問に付されたままである。この点に私は違和感を持たざるをえない。いったい子どもや胎児は氏の考える個人に入るのか否か。また相互依存や共依存ということが問題化している現在、個人というものを自律的なものと考えていることが可能なのか否か。自己というものの社会的構築 それはいまや社会学的常識に属する

が明らかとなっているときに、個人を根拠とすることが可能なのか否か。もちろん、これらの問題からただちに、自己決定や個人単位が否定されることにはならないと思うが、これらの問題にふれない個人主義は、現在では素朴に過ぎると思う。

第三に、氏が家族単位を排することに急なあまり、安易に「《国家 - 個人》モデル」なるものを採用している点は、私には到底承服しがたい。この図式は、一見、国家に対して個人の生存権の保障を義務づけるように見えて、実は、無防備な裸の個人を国家権力の前にさらすことを意味する。私は氏のような国家性善説には立っていないから、個人の自由を守るためには、何重にも工夫が必要だと考える。個人の私生活が不当な国家介入にさらされることがないためには、国家と個人とのあいだに多様な形態の中間集団が存在している必要があると思う。国家对個人という図式は、フランス革命以来、独裁主義のそれであり、私はこれに対して、ほとんど動物的な反発を感じざるをえない。

最後に、技術的な点になるが、氏が社会手当のことを「必要度の証明 = 所得調査」なしの給付としている点は誤りであることを指摘したい。必要がないのに行なわれる社会保障給付というのは事実上はともかく権利上は存在しないのであって、普遍主義給付の典型とみなされる諸外国の児童手当や介護手当も、児童の養育や

介護にともなう追加的必要性をまかなうために存在しているのである。また、必要度の証明と所得調査を同一視するのは、必要に対する経済学者の狭隘な見方であると言わざるをえない。所得調査の有無は社会手当の定義にとって、重要な要件を構成しうが、それは所得調査それ自体が問題だからではなく、所得調査にともなうスティグマ化が問題だからである。

第 章の藤井論文(「医療保障五十年の歩み」)は「皆保険生成までの15年と皆保険体制のもとでの35年」の通史を描いたものである。非常に要領よくまとめられたものであり、そこに書かれていることに対して、私は、とくに異論はない。ただ難点を言えば、「戦後50年の総括」と回顧はあるが、21世紀に向けての展望については何も書かれていない、ということである。

第 章の高田論文(「21世紀の社会保障どこへ行くのか?」)は、以上の論文、および、本書には収録されなかったが当日なされた報告を総括するものである。高田氏によると、社会保障は「安全ネット」であり、「生存権の保障」である。このような社会保障制度は、氏によると、(1)再分配の程度、(2)再分配の方式、(3)サービスの供給方法によって、その形態が異なる。また社会保障制度は、現在、(1)人口変動と(2)低成長という環境変化に直面している。

以上を踏まえて、21世紀の社会保障制度の設計を考える場合には、(1)「生存権保障の内容をどのように考えるか」、(2)「社会諸集団のバランスをどう取るか」、(3)「生活保障の原理をどう定義するか」という三つの論点が重要になると高田氏は言う。

このうち(1)は、生存権の内実を示す最低生活の水準がどこにあるかという問題であり、それはそれで重要な問題だと思う。しかし、この論点は20世紀においてすでに問題となってきたことであり、とりわけ21世紀的な問題であると

は私には思われない。

これに対して、(2)は新しい論点を含んでいると思われる。この論点との関連でいえば、高田氏も述べているように、伊田論文の問題提起が重要だと思う。私は、この書評のなかで彼の議論に対する疑問を述べたが、だからといって、彼の提出した問題の重要性に対してはまったく疑っていない。

この(2)の論点に関する議論のなかで、高田氏は、社会集団のバランスの問題をもっぱら負担と給付の配分という観点から扱っているが、それもさることながら、私には、社会保障における国家から独立した諸集団(市民社会に帰属する企業やNGO・NPOなど)の役割をどう規定するかが、21世紀の社会保障では重要な論点となると思う。おそらく高田氏の頭のなかには、社会政策や社会保障の主体は国家であって、それ以外の主体によるものは社会政策や社会保障の名に値しない、という考えがあるのであろう。しかし私には、20世紀において自明視されていた国家の特権性こそが、21世紀においては相対化されなければならないように思われる。その意味では、福祉国家における社会保障だけでなく、福祉社会における社会保障こそが論じられなければならない、というのが私の考えである。

(3)については、ナショナル・ミニマムなどが依然として重要であることが指摘されているが、他にも論じられるべき論点があるように思う。それは玉井論文のなかでふれられていた「情報と参加」、そしてグローバル化の問題である。とくに前者に関連して、ノーマライゼーション、エンパワーメント、消費者主義などの理念が一言もふれられなかったのは残念なことだった。

*

以上の共通論題に加えて、大会では三つのテ

ーマ部会が設定された。そして、それぞれの部会から各1本の論文が本書には収録されている(どういう基準で採録されたのかは不明)。最後に、これらについて簡単にふれておこう。

「阪神淡路大震災と社会政策」の部会から掲載されたのは、地震保険の限界を論じた、真屋尚生氏の「阪神・淡路大震災と生活保障・地震保険」である。教えられることが多く興味深く読んだのだが、依拠しているデータのほとんどが新聞記事と業界誌というのが気になった。

「男女平等賃金」の部会の代表は、性差別的な雇用管理の実態とその原因を論じた、森ます美氏の「日本の性差別賃金とペイ・エクイティ」である。裁判の訴状の丹念な分析や、明晰な論旨に感心した。

労働史と経営史の部会からは、市原博氏の「生産管理システムの日本の展開と労働者」が選ばれている。この論考は、経営史学会で行なわれた研究、とりわけ労務管理に関する研究のサーベイを試みる。日本の生産システムの歴史的起源が、第一次大戦後に導入された科学的管理法の「日本的修正」に関連づけられており、この分野に関して無知な私は、蒙を啓かれる思いだった。

本書は、この他にも、テーマ部会の座長報告3本と書評6本などが収録されているが、批評に対する批評、書評に対する書評は、悪い冗談ともなりかねないので、ここで筆を擱く。

(社会政策学会編『二一世紀の社会保障』御茶の水書房、社会政策学会年報第41集、1997年5月、vii + 195 + 59頁、定価 = 本体4,500円 + 税)
(たけがわ・しょうご 東京大学大学院人文社会系研究科助教授)

C R I・生協労働研究会編

『90年代の生協改革』

コープかながわ・コープしずおかの
葛藤』

評者：小関 隆志

はじめに

本書の副題にあるコープかながわは、神奈川県内で最大の、また全国でも第3位の供給高を誇る有数の生活協同組合(以下、生協)である。本書はコープかながわで現在進められている民主的改革を取り上げ、いま生協で何が根本的に問われているのか、生協をどう改革すべきなのか、という問題に正面から取り組んでいる。

C R I (協同組合総合研究所; Co-op Research Instituteの略称)とは、コープかながわ、コープしずおか、かながわ生協労働組合、生協しずおか労働組合、及び神奈川県下の複数の医療生協などが母体となって1988年に設立された、生協を研究対象とする小規模の研究所以あり、また、生協労働研究会とはC R Iが主催する研究会の一つである。

1 本書の構成と内容

本書は3人の筆者によって書かれ、4章と補論から成っている(以下、敬称略)。

第1章 九〇年代大型生協における経営危機下の生協改革(永山利和)

第2章 生協「企業化」十年の決算(庭野文雄)

第3章 生協「企業化」へのひとつの選択としてのS T M路線(庭野文雄)

第4章 「九〇年代生協改革」のジレンマ と新地平（永山利和）

補論 生協「企業化」の損益財務構造と その決算（片桐伸夫）

以下、各章の内容を簡単に見ておきたい。

第1章 冒頭で「今日、...とくに大型生協は、かつてない重大な危機と向かい合っている」と指摘されている。一体、何が危機なのか。「事業の伸び悩み、生協への組合員結集力の低下、経営大型化を目指した経営戦略に迫られる軌道修正、職員の生協組織・事業へのロイヤリティー（愛着）低下や経営不安の増大、事業連合の組織・運営における事業的効果や組合員からみた事業連合の運営に対する不信等が生まれていること」だという。

かつて生協は、ロイヤリティーの高い熱心な組合員と職員に支えられて事業を急速に拡大していったが、他の小売業者との激しい競争のなかで、生協経営陣は事業を大型化し、チェーンストア方式を積極的に取り入れ、複数の生協間で事業連合（事業連帯）を組むことによって効率化を図ってきた。しかし、事業経営の効率化は、組織の官僚化をも招くことになり、組合員からの支持を得られ難くしていった。加えて、90年代以降、「多くの消費者要求実現とあわせ、経済社会の改革や地球環境への適応という焦眉の課題」に対して「革新的対応の不十分さ」が目立つようになった。他方で、生協の経営危機の原因には、日本の企業に共通して見られるコーポレート・ガバナンス（企業統治）の弱さ、生活様式の変化への適応の難しさや激しい流通戦争などがあり、生協の経営危機は日本の経済社会の矛盾を象徴している、と永山氏は指摘する。

第2章では、1995年のコープかながわの総代会において、10年間にわたる生協の「企業化」政策が組合員によって根本的に批判されたこ

と、生協「企業化」が生協における労働にも重大な影響を投げかけており、これに対して職員と労働組合はどう立ち向かったのか、ということ、1995年以降の改革の進捗状況、が述べられている。ここでは、生協職員と労働組合の取り組みの内容を紹介しておきたい。生協「企業化」とは、生協が経営機能の自立化に伴い、生協組合員を顧客として扱うようになり、営利企業に近づいていくことを意味している。

庭野氏は、「八〇年代中盤以降の生協経営の変容は、『生協のあり方』をめぐって組合員からの批判を生むと同時に、生協労働の危機も生み出した」として、労働に関わる問題点を次の四つに整理する。第一は「生協らしさが労働を通じて実感できないという点」、即ち経営・事業優先の政策のために、職員が労働を通じて組合員と接点を持つことが難しくなり、社会運動への参加も不十分にならざるを得なかった、ということである。第二は「長時間・過密労働など劣悪・苛酷な労働が発生していること」、第三は「パート職員を中心とする不安定就業者が増大し、パート職員は基幹的な労働を担っているながら、雇用や処遇は不安定な状態におかれ、生協との関わりも十分に持ちきれていないという、いびつな構造を持っている点」である。第四は「官僚的・権威的な管理への不信と不満が高まっていること」である。特に現場の職員は本部に支配される関係が生じ、経営に対する職員の主体的な参加や創意工夫が無視されてきた、ということである。

こうした問題に対して、生協職員の有志と労働組合（後にCRIも加わる）は、自らの労働の意味を問い直し、働きがいのある労働の回復をめざすべく、1989年に「生協研究会」を組織して、現場で起こっている問題点の解明に努めた。

第3章 1990年代初頭にユーコープ事業連合

は新長期計画を作成するに際し、経営構造分析をコンサルタント会社「STM」に委託した。庭野氏は、コープかながわ及びユーコープ事業連合の政策の基軸をなした「STM」報告書を分析し、生協「企業化」に関わる中心的な論点を次の4つに整理した。即ち、

組合員の顧客化の論理

組合員からの事業経営の切り離しと経営者支配の論理

チェーンストア理論とエリアドミナント戦略

利潤優先の経営管理の論理

である。氏は「この間の経営政策全般の見直しと根本的な改革が必要とされている」とし、「生協は組合員の組織であり、その要求と声は日常的には現場職員が吸い上げ、その要求と声を実現するために、現場と本部が一体になって事業を推進していくというのが生協運営の基本であり、本来の姿である。その中で生協職員は自らのやりがいと能力を向上させていくのである。そして、組合員の要求と声を実現していく財政的な裏づけとして予算があり、剰余がある」と結論づけた。

第4章 「会社国家」日本においては大企業経営者が私利私欲のために多くの違法・不法事件を起こしているが、その主な原因は外部からの統制が有効に働かない「経営者支配」にあり、その中であって生協改革の社会的意義は大きいと、永山氏は指摘する。生協は社会から何を求められているのか。それは組織の「透明性」・「革新性」、即ち、組合員・職員に対する情報公開や民主的な意思決定であり、組織・事業の絶えざる改善である。

永山氏は「生協における『改革』イメージ」を提示している。それは第一に、生協内部運営に関しては、積極的な情報開示と、組合員・職員の多様な参加の保障、現場労働者を生協の経

営資源として十分活用し労働者の働きがいを見出させるようにすること。第二に、社会に対しては、生協が単に安い商品を提供するだけでなく、独占・寡占価格や不当廉売などに対抗することによって社会全体の「『市場の失敗』を是正し、公正取引実現の前提となる消費者全体の社会的力量を高める」こと、地域に根ざした農業・水産業・商工業など小規模企業と事業提携を進めること、である。

補論では、片桐氏は、巨大化した生協が相次いでたどった「チェーンストア化」の路線を財務状況から分析して「収益力の乏しい企業が、過大な資金調達をしている状態」と診断し、「チェーンストア化した生協は、早急に、『組合員のための生協』に立ち戻るべきである。現状維持の先行きは、ごく近い将来の経営破綻であり、釧路市民生協に続き、第二、第三の大型化した生協の経営破綻が危惧されてならない」と結論づけている。

2 生協「企業化」批判

本書はコープかながわを対象としてはいるが、同様の問題は日本、および先進国の主要な生協が一定共通に抱えており、しかも近年顕在化している問題であることから、内容には一般性があり、しかも時宜を得た問題提起である。例えば、日本では1997年、コープさっぽろや道央市民生協の経営危機、練馬生協の経営破綻、大阪いずみ市民生協やコープしがなどでの事件がマスコミを賑わせた。先進各国の事例については『パークレイ生協は、なぜ倒産したか』（日本生活協同組合連合会国際部訳、コープ出版、1992年）や『協同組合における参加型民主主義』（国際共同プロジェクトチーム/コープかながわ企画・編集、永山利和監修、コープ出版、1996年）などで論じられている。

生協「企業化」の傾向に一定の理論的根拠を

与えたのが、野村秀和氏をはじめとする研究者であった。野村氏らの議論は、生協が消費者の30%以上を組織して社会の多数派となり、店舗事業を積極的に取り入れて、消費を組織して社会に対する影響力を強め、大企業との競合に打ち勝って21世紀には協同の経済システム、社会システムを作り上げようという、壮大なロマンに満ちている。こうした議論は、『転換期の生活協同組合』（野村秀和・生田靖・川口清史編、大月書店、1986年）、『生協 21世紀への挑戦』（野村秀和編、大月書店、1992年）で展開された。こうした、事業拡大を優先させるという発想が、大型生協の取った「企業化」路線の背景に一定程度共通していたと言えよう。

無論、野村氏らも「企業化」「経営者支配」の危険性を認識していなかったわけではない。急速に組合員を拡大した場合、新規加入者に対する教育をしなければならないこと、大型店を持たばそれだけ組合員の運営参加は希薄になりがちであること、現場の職員の参加エネルギーが重要なカギであること、なども指摘している。だが、事業拡大優先が議論の前面に出ており、その副作用に対しては問題点の指摘にとどまっており、有効な解決策を示し得なかった（田中秀樹「書評 『日本型生協』論と生協の21世紀戦略論」野村秀和ほか編『協同の社会システム』法律文化社、1994年）。今日に至って、生協「企業化」「経営者支配」の矛盾は一気に表面化してきている。組織の民主的運営を言わば二の次にした事業の拡大は、大きな代償を払わされることになったのである。

最近、生協では組合員の参加、職員の参加が叫ばれるようになった。組合員の声を聞いて事業に活かすことによって組合員の参加を図ろうという「聴く活動」がブームとなり、「聴く活動」の先進事例と目されている宮崎県民生協やちばコープに全国の生協関係者が見学に訪れ

た。また、ICA東京大会（1992年）のベーク報告を契機として協同組合職員論も活発化し、生協職員が事業経営にいかに参加しうるかという議論が、職員のモラル・アップの必要性と絡めて出されてきている（生協職員論については、例えば戸木田嘉久・三好正巳編著『生協職員論の探求』法律文化社、1997年参照）。

ただし、生協が旧態依然の組織構造を残したままでは、組合員や職員の参加の手段をとりいれたとしても、表面的・形式的な手法に終始する恐れがある。生協の政策のより根本的な見直しが必要であることを、本書は指摘している。

3 具体的な改革案と職員の役割

さて、本書は生協「企業化」「経営者支配」の問題点を明らかにし、改革の基本的な方向を指し示した。だが、誰が何をどうすればいいのかという具体的な改革案は、まだ試行錯誤の段階であるし、本書とて具体的な処方箋を示し得たわけではない。具体的な対策となると、生協内部での考え方に食い違いが生じてくる。経営者や管理職的立場にいる正規職員には、とにかく目前の経営危機に対して職員が全員で一丸となって経営を立て直さなくてはならない、直接経営数値の改善に貢献しないような悠長な議論には付き合ってもらえない、という焦燥感が強く見られる。他方、労働組合や被管理職的立場の職員には、生協の社会的な存在意義を問い直し、組合員や地域の住民・生産者の信頼を取り戻すことこそが生協の経営を立て直す根本であり、一度立ち止まって生協の進路をみんなで考え直そう、という考え方が多く見られ、両者の意見は一見対立している。こうした状況下においては、抽象的な論議から一歩踏み出して、両者にとって納得のいくような具体的な改革案を出せるか否かが、重要なポイントになるように思われる。

具体的な改革案を提示し、実践するにあたっては、職員の積極的な役割発揮の重要性を見逃すことはできない。本書の第2章は、職員の有志と労働組合、及びCRIによる「生協研究会」の成果が中心部分を占めていた。こうした「生協研究会」は生協改革にとって意義があるだけでなく、生協職員にとっても、実践的な学習の場になっていると考えられる(拙稿「生協の職場にもっと生きがい！」『月刊社会教育』1997年10月号参照)。坐学で生協のあり方を学んだのとは違って、職員は「生協研究会」や職場でのさまざまな問題解決を通して、生協のあり方を学んでいくのである。

最後に、本書に対して注文をつければ、現在の生協が抱える問題についての予備知識が全くない読者にとっては、本書の内容はやや難解であると思われる。例えば、本書にはたびたび「ユーコープ事業連合」が登場するが、事業連合が作られた背景や、果たしている機能に関する基本的な説明はほとんどなく、問題点ばかりが集中的に指摘されている。129頁に載っている事業連合の組織図も、これだけではその意味するところがよく分からないのではないか。また、事業連合は全国各地に存在するが、事業連合の性格はそれぞれ異なっている。本書で取り上げているユーコープ事業連合の事例は一般性とともに特殊性をも持っている、という点を断っておくべきであろう。予備知識のない読者のための配慮がほしい。

また、本書は、もっと具体的・客観的な論拠を示して、読者の目線にまで降りて、丁寧で着実な議論の展開をしてほしかった。他者の意見を引用する場合や、政策の問題点を指摘する場合に、誰がどの文献で述べているのか、具体的にどういう問題が現場で生じたのか、ということを示さないと、自説の一方的な押し付けという感じを与え、文章の説得力が薄れてしまう

恐れがある。例えば、第1章の冒頭で「事業の伸び悩み、生協への組合員結集力の低下、…」と生協の危機が指摘されているが、その論拠が示されていない。供給高などの経営数値や組合員数の増減、意識調査の結果などのデータが欲しかった。また、第2章では、「日生協をはじめとした少くない生協で、平和運動などの対応のトーンダウンが見られるようになった。…その理由として出てくる言葉は、『生協は大きくなってきた。多数派をめざす上で、左から右までさまざまな人がいる中で、理事会として社会的問題で見解を出すことは差し控えたい』というものである」と指摘されている。だが、具体的にどのような「対応のトーンダウンが見られるようになった」のかは分からないし、「生協は大きくなってきた…」発言の引用の出所も不明である。

さらに、本書は生協「企業化」批判という議論を展開しているが、他の一般のスーパーなどの流通業が必ずしも経営危機に陥っているとは限らない。生協論の視点からの「企業化」批判(組合員の「顧客」化論)は成り立つとしても、一般的にチェーンストア化が誤りであり、失敗を運命付けられていると考えることはできない。なぜ、生協はイトーヨーカ堂のようにうまく経営できずに経営危機を迎えてしまったのか、という疑問が湧いてくるであろう。

本書が、今後、生協改革に関する建設的な議論が興る一つの契機となることを期待している。

(CRI・生協労働研究会編『90年代の生協改革 コープかながわ・コープしずおかの葛藤』日本経済評論社、1997年12月、xi+256頁、定価2,400円+税)

(こせき・たかし 一橋大学大学院博士課程、法政大学大原社会問題研究所兼任研究員)